

京都市河川整備方針

～京都らしい川づくり・水辺づくり～



平成24年3月

京都市

表紙写真 高瀬川（一之船入付近）

— 目 次 —

第1章 はじめに（方針の策定に当たって）

1 方針の背景・目的	1
2 方針の位置づけ	2

第2章 これまでの京都の川・水辺

1 川・水辺の歴史	4
2 水との闘いと従来の川づくりの課題	9
3 水に対する意識の変化	9

第3章 これからの川づくり・水辺づくりの理念

1 歴史が導く道標～水辺の原風景を知る～	10
2 しなやかな実行と洗練～実現を推進する制度と行政～	10
3 水辺の品格～適正な利用と都市の賑わい創り～	11

第4章 これからの川づくり・水辺づくりの方針～4つの柱～

1 水辺環境の整備～親しみやすい水辺空間の創出～	12
2 一級河川の整備～国や京都府と進める川づくり～	13
3 浸水対策の実施～総合的な治水対策の推進～	17
4 水と共に生きるまちづくり～みずみずしい都市と暮らしの再生～	20

第5章 これからの川づくり・水辺づくりの推進体制

京都市河川整備方針に係る意見交換会名簿

(第16回水シンポジウム 2011 in きょうと 第3分科会委員名簿)

京都市市街地内の主な河川

第1章 はじめに（方針の策定に当たって）

1 方針の背景・目的

川をみればその都市の文化がわかると言わわれているように、川とは、その都市の「品格」を示すものの1つです。

川は、人間にとて大変身近な自然であり、様々な生物を育んでいます。一方で川は、子どもも大人もお年寄りも集まり、くつろぎや安らぎの場となる、コミュニケーションの中心として存在しています。川のそばにいるだけで、くつろぎや安らぎの場（鴨川出町柳付近）

気持ちがのびやかになってリラックスすることは、誰もが経験することでしよう。とりわけ京都においては、川に向かって納涼の座敷が設けられて都市における社交を育み、旅館やお店は川に向かって窓が開かれ、川は町並みにもいかされるなど、人々は川を自分たちの生活に取り入れ、京の水辺の文化を育んできました。

しかし、同時に、度重なる水害は、京都の人々を苦しめてもきました。特に昨今、突然、雨が降り出し、あっという間に川の水が増えるといった、局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）による被害リスクが増大しています。

こういった背景がある中で、山紫水明、歴史ある京都にとって、これからも京都の歴史を引き継いでいくために、都市における文化とそれを支える地域社会を育む京都らしい川づくり、水辺づくりをどのような方針をもって進めていくかということは、大変重要な課題です。



洪水の状況（有栖川）

また昨今、地球温暖化の加速をはじめとした自然環境の変化、高齢化・少子化・単身化といった家族形態や地域社会の変化が進んでいるほか、国、地方を通じた厳しい財政状況や地方分権の進展など、今までに国や地方のかたちそのものが厳しく問われてきております。

これまで、本市においては、10次にわたり治水五箇年計画を策定し、治水事業を進めてきました。その結果、全市的な治水安全度は一定高まりましたが、経済情勢が変化し、本市の財政状況も厳しいものとなったため、選択と集中による重点的・効率的な治水事業の推進が必要とされております。

そこで、第10次五箇年計画が平成23年度に終了することを契機に、より重点的・効率的に治水事業を推進するとともに、市民との協働による川づくり・水辺づくりを進めるために、新たな京都市河川整備方針を策定することとしました。

2 方針の位置づけ

京都市における河川に関する大きな方針として、21世紀の最初の四半世紀における京都のまちづくりの方針を理念的に示す「京都市基本構想」、基本構想の具体化を図るための「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」及び「各区基本計画」が、平成22年12月に策定されました。

本方針は、京都市基本構想に即するとともに、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」や各区基本計画、関連する分野別計画等と連携しながら、京都市における河川整備の方向性を示すものです。

市政の基本方針
京都市基本構想（グランドビジョン）
<平成 13(2001)～平成 37(2025)年>
21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想

部門別計画

地域別計画

はばたけ未来へ！
みやこ
京 プラン
(京都市基本計画) (第2期)
<平成 23(2011)～平成 32(2020)年度>
基本構想の具体化のために全市的観点
から取り組む主要な政策を示す計画

各区基本計画（第2期）
<平成 23(2011)～平成 32(2020)年度>
基本構想に基づく各区の個性をいかした
魅力ある地域づくりの指針となる計画

分野別計画

京都市都市計画マスターplan
「都市計画の基本的な方針」
を定めた計画

京都市水共生プラン
「水と共に生きる」とい
う理念のもと様々な水問
題の解決に向けた計画

その他分野別計画
・京の環境共生推進計画
・京都市下水道マスターplan
他

京都市河川整備方針

～京都らしい川づくり・水辺づくり～

第8次五箇年計画
第9次五箇年計画
第10次治水五箇年計画
(京都市建設局)

水辺環境
の整備

浸水対策
の実施

水と共に
生きるま
ちづくり

道路

公園

都市
整備

京都市建設局中長期運営方針
【社会資本整備の重点】

平成 20 (2008)～平成 29 (2017) 年度

第2章 これまでの京都の川・水辺

1 川・水辺の歴史

平安京造営以来、^{さん が きん たい}山河襟帶、自然に城を作る京都盆地を流れる川は、人々とともに豊かな風景と文化を育み歴史を形成してきました。市内を流れる高野川、鴨川、桂川の三川は、東山、北山、西山の三方に連なる山並みとともに「まち」を見通す主要な景観軸となっており、「川」の空間の広がりは都市景観に、ゆとりとうるおいを与えてきました。また、市民に身近な市内の中の河川は、川沿いの町並みとともに、山紫水明の地である京都固有の美しい景観をつくりだしてきました。これは、京の水辺の原風景とも呼べるべきものと言えるでしょう。

（1）近世まで

京都の人々は、川や水辺を様々な「場」として活用してきました。例えば、市街地においては、都市部を流れる鴨川は納涼の場として、堀川は木材等を運ぶ運河や二条城のお堀、周辺の神社仏閣の池の水源として、あるいは、友禅の水洗いの場として、高瀬川は、大阪から淀川、宇治川を経て京都市内に物資を運搬する運河として利用されてきました。また、他の小さな川についても、防火用水や庭園の池の水源として利用されてきました。



堀川 一条戻橋（洛中洛外屏風上杉本 天正2年（1574年）米沢市上杉博物館）
稻の束を担いでいる男は、橋を渡ってきたようです。橋の向こう側（西詰め）には、子どもたちが掃除をしている姿が描かれています。

郊外においては、ほとんどの川は、京野菜に代表されるよう、郊外に広がる農地に水を送る農業用水として活用されてきました。

このように、京都の人々にとって、川や水辺は、暮らしとの結びつきが強く、水辺は生活の舞台として、うるおいの場、賑わいの場、生業の場を形成してきました。

一方で、洪水対策も施されてきました。豊臣秀吉は、天正19年（1591年）に「御土居」を築きました。御土居とは、洛中防衛を目的とする、土でできた大きな堤で、外的にはもちろん洪水にも対処するよう築造されています。特に、鴨川の氾濫による決壊のおそれのある箇所では、高さや規模を大きくし、二重の補助堤も付され、当時数年に1回起きる洪水による川の氾濫を防いでいました。

コラム

山河襟帶（さんがきんたい）ってなぁに？

京都盆地が、平安京の地として選ばれた理由は何だったのでしょうか？

平安遷都の詔には、『山河襟帶・自然作城』と言う言葉が記されています。



出典：『平安遷都 1200年記念 輝く平安京』

これは、「山が襟のように取り囲み、川が帶のようにめぐり流れ、自然の地勢を取り入れて都城を造る」という意味で、風水の理念に基づいた理想的な地形だったのです。当時の人にとって、三方を山に囲まれ、その中を川が流れる京都は、まさに、理想郷に映ったのでしょうか。

（2）琵琶湖疏水建設による新たな水辺文化の形成

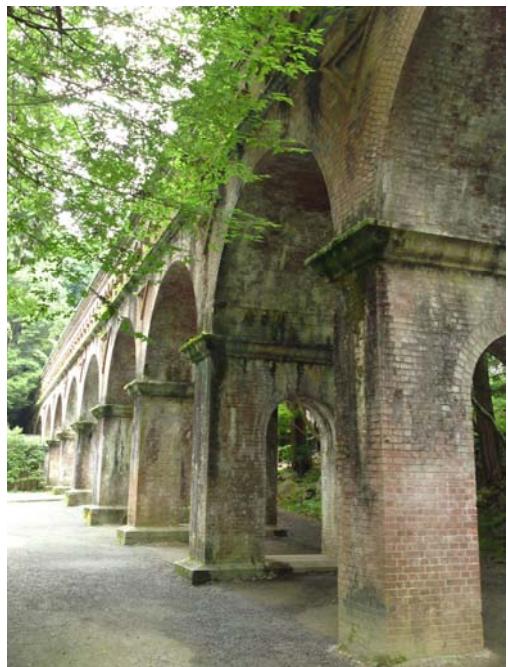
明治になって、京都市は人口が半減し、市民は「京の衰退」の恐怖にさらされました。再び、京の町を活性化するにはどうすべきか熱心に議論され、構想されたのが京都の近代化、特に水路開発による都市機能の再生である琵琶湖疏水計画でした。

琵琶湖疏水は、明治18年に着工、明治23年に完成し、当初の目的であった琵琶湖と宇治川を結ぶ交通・運輸だけでなく、田畠の灌漑用水、エネルギー源（日本で最初の事業用水力発電）、飲料水・消防水の確保等多目的な事業となり、文字どおり近代京都の復興の礎となりました。

琵琶湖疏水の建設はまた、岡崎地域の疏水、哲学の道沿いの疏水分線、扇ダム放水路などさまざまな水辺のかたちを新たにまちに織り込むことになりました。そして、南禅寺界隈では、この琵琶湖疏水の水を邸内に引き入れた遣水庭園が競うようを作られました。琵琶湖疏水から取水された小さな水の流れは網の目状に広がってこの一帯を潤し、1つの庭園で遣水として利用された水はまた別の邸内に導かれ繰り返し利用されます。こうして疏水の水の流れが毛細血管のようにまちの隅々にまで行き渡ったこの一帯は、水辺のまちとして1つの界隈を形成しています。京の水辺の文化はここでも継承され、より一層華開くこととなつたのです。

（3）近代の市街地拡大から現代まで

琵琶湖疏水のように、近世までの歴史を引き継いで、新しくつくられた水辺のネットワークはありますが、しかし、都市の近代化の過程で、大部分



南禅寺の水路閣（琵琶湖疏水）



琵琶湖疏水の水を邸内に引き入れた遣水庭園（無鄰庵庭園）

の市街地においては、道路の拡幅や下水道の整備により、水の系が縮小しました。市街地周辺部においても、宅地化などに伴い、暗渠化されたり消滅したりしました。

一方で、郊外においては、今もなお多くの川が、山や農地と共に、豊かな自然風景を形成しています。

(1), (2) で述べた京都の人々と川・水辺との関係や防災対策には、学ぶべき先人たちの知恵と工夫があります。特に、京都の人々は、地域社会の活動などの場としての空間である大中小河川から私的空間である庭園の池までそれぞれの水量や機能に応じて、「川」との適切な「間（ま）」をとりながら生活を営んできました。すなわち、多様な水辺空間が都市の中に織り込まれ、それぞれの場所に相応しい水辺の文化を育んできたのです。

これから川づくり・水辺づくりは、これらの歴史をよく理解したうえで整備を行い、それを次の世代に引き継いでいく必要があります。

コラム

水の系（みずのけい）ってなに？

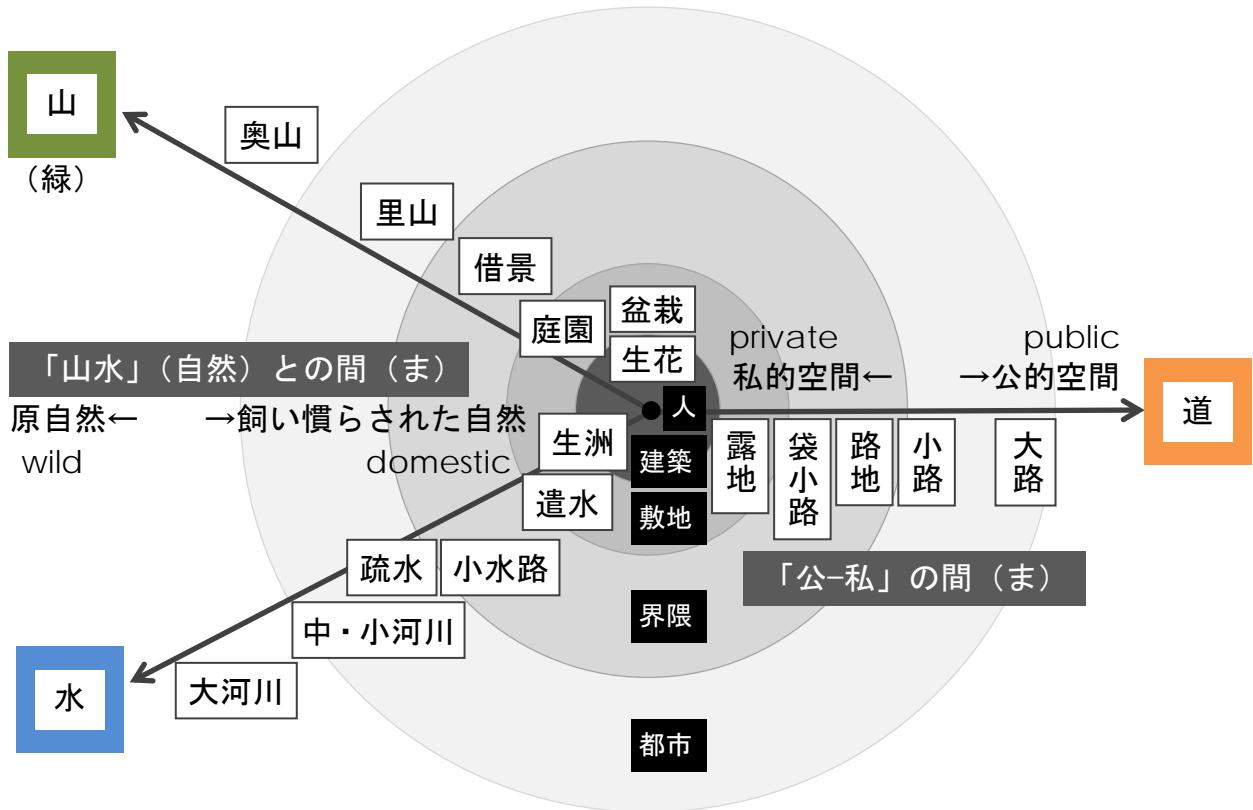
日本では古来より、自然河川や水路などの様々な「水みち」で構成される水の系が構築され、自然流下を利用して各地に水を供給していました。その水は農業、生活、水辺形成など、様々な目的で利用されていました。

都市の近代化の過程で、水の系は農業用水路・上水・下水など目的別に分割されました。さらに、都市をめぐっていた細やかな水みちは、水需要そのものが失われて埋め立てられたり、あるいは暗渠化されたりして、地上より姿を消していき、そのネットワークは徐々に縮小され現在に至ります。

（立命館大学理工学部都市システム工学科 助手 林 優子）

コラム

間（ま）ってなあに？



第2章で述べた、水辺と京都の人々の暮らしとのあいだにある関係を紐解いてみると、生活に密着した身近な場所を中心とした空間の広がりの中で、水辺には、上図に示すような段階的な秩序があることがわかります。これを、ここでは「間（ま）」と呼んでいます。

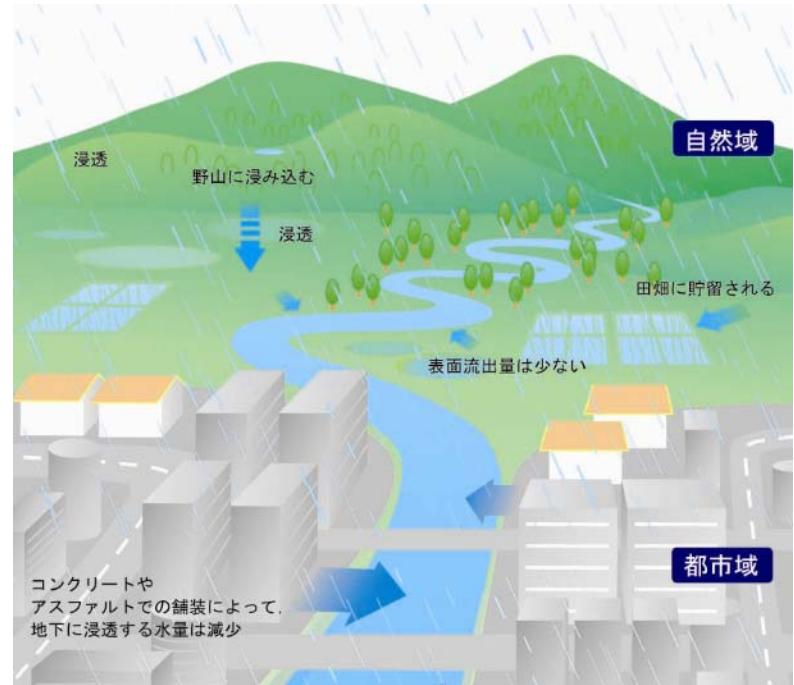
「間（ま）」という言葉は、単に二つのもののあいだの物理的距離を指すこともあります、多くの場合、例えば「間が良い（悪い）」「間合い」といった表現に見られるように、社会的に（暗に）合意され守られるべき、場面に応じた適切なタイミングや距離感、といったことが含意されます。したがって、ここでの「間（ま）」には、単なる物理的距離だけではなく、親密さの度合いや正式（フォーマル）・略式（カジュアル）といった儀礼的意味合いに応じた心理的距離の感覚も含まれます。これは、社会に共有された文化的「作法」ともいいくものでしょう。ですから、水辺との「間（ま）」とは、場面（場所）に応じた水辺の作法、その文化的序列の体系と捉えることができます。そして、それぞれの水辺は、自然の猛威の影を強く映し出す河川本川から、段階的な水位調節を通じて「飼い慣らされた」身近な水辺に至る一連の流れ（水系）の中に位置づけられます。その中で、場をわきまえた作法が水辺にも求められます。

このように、「人」と「川」とのあいだにある「間（ま）」の空間的広がりを認識し、その作法を共有し、文化的に深め、洗練させていくことによって、例えば水に近づくことのみで理解されがちな安易な親水化に陥ることなく、連綿と受け継いできた歴史ある京の水辺の文化を、子々孫々に継承していくことができるのではないかでしょうか。

（京都大学安寧の都市ユニット特定准教授 山田 圭二郎）

2 水との闘いと従来の川づくりの課題

度重なる水害は人々を苦しめました。そこで、明治以降、近代土木技術によって、「川は管理するもの、洪水は制御するもの」という考え方のもと、都市を水害から守るために、中小河川や水路などは、大量の水をすばやく下流に運ぶことを第一に、川の流れを直線的にし、コンクリートで固める河川改修事業が進められてきました。



都市化の進展と水害の関係

しかしながら、そのような川づくりを進めたことや、生活用水や工場廃水が川に流入し、川の水質が悪化してしまったことなどから、人は川に対して徐々に背を向け、いつしか人は川に近づかなくなりました。すなわち、川は人にとて身近な空間ではなくなってしまったのです。

3 水に対する意識の変化

昨今、一旦見捨てられた中小河川や水路などを、地域社会の活動の場などとして、見直そうとする動きが広がっています。下水道の整備による水質の大幅な改善を背景にして、市民生活のゆとりや豊かさへの志向の高まりから、うるおいのある美しい水辺空間を創造することによって、豊かな生活



投網体験の様子（有栖川）

環境を実現していくという、新しい水辺環境の展開が求められています。

第3章 これからの川づくり・水辺づくりの理念

これからの川づくり・水辺づくりにおいては、市民の安心・安全の根幹となる治水を前提として、第2章までに述べてきたような川や水辺が持つ時間と空間の広がりを再認識し、水系基盤と都市社会との関係性を文化的に深めていくことで、水辺を再びまちづくりの場へと、すなわち、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」へと再構築していくことが重要です。そこで、実行過程において次の3つの理念を掲げました。

1 歴史が導く道標 ～水辺の原風景を知る～

京都らしい川づくり・水辺づくりを実現するためには、最初に、前章で述べた水辺の原風景を知ること、すなわち、水辺の原形と形成過程を知ることが大切です。そして、そのような歴史・文化と治水・利水の在り方、今日の環境の変化などを総合的に理解する必要があります。



水辺の原風景（濠川）

さらに、京都の人々が、多様な水辺空間を都市の中に引き込むことで、治水とアメニティの両立を図ってきたことや、川から見た都市の景観を大切にしてきたことを理解することが必要です。

2 しなやかな実行と洗練 ～実現を推進する制度と行政～

水辺の原風景を理解したうえで、京都らしい川づくり・水辺づくりを実現するために大切なことは、川からまちへの視野を広げる大きな視点に立った計画づくりや、実行に当たっての市民、企業、事業者及び行政などが連



ワークショップの様子

携した継続的な取組です。組織の連携にともなう調整等に時間がかかる場合には、実現に向けた段階的な取組を通じて、組織間の相互理解を深めることも有効です。

川づくり・水辺づくりの具体的な計画を練る際、市街地においては、歴史をよく吟味し、市街地における川の役割を再生すべく、周囲と一体となった計画とすることが大切です。市街地周辺部においては、都市内河川としての新しい歴史を構築する必要があり、市街地における川とまちとの関わり方の歴史を参考とし、計画することが大切です。また、郊外においては、山や周辺農地など、自然風景との調和を図った計画とすることが大切です。さらに、水質保全や昨今全世界的に課題となっている生物多様性など、環境への配慮も必要です。

行政は、川づくり・水辺づくりの整備計画や設計をより洗練化するために、縦割りを排することが大切です。市民、企業及び事業者には、これから川を育む人材及びリーダーの育成やコミュニティの形成が求められます。

3 水辺の品格の継承と発展 ～適正な利用と都市の賑わい創り～

最後に、整備された川や水辺空間は、適正に利用されることにより、品格が保たれ、都市の賑わいや水辺の文化として華開いていきます。

そのためには、市民、企業、事業者及び行政などが連携し、管理と利用の役割分担を明確にしつつ、適正利用のルールを作り、またそれを運営していくことが重要となります。

以上のように、市民の生活を安全で、かつ、うるおいのあるものにするため、今日、治水対策に加え、歴史や環境にも配慮した京都らしい川づくり、水辺づくりが必要とされています。

このような考え方の基、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」を実現するために、

次の4つの柱を軸に、川づくり・水辺づくりを進めていきます。



堀川・桜まつりの様子（堀川）

- (1) 水辺環境の整備 ~親しみやすい水辺空間の創出~
- (2) 一級河川の整備 ~国や京都府と進める川づくり~
- (3) 浸水対策の実施 ~総合的な治水対策の推進~
- (4) 水と共に生きるまちづくり ~みずみずしい都市と暮らしの再生~

第4章 これからの川づくり・水辺づくりの方針 ~4つの柱~

1 水辺環境の整備 ~親しみやすい水辺空間の創出~

川には単なる量的な豊かさよりも質的な豊かさ、すなわち、うるおいやゆとりが求められています。それとともに、水辺周辺一帯のまちづくりにおいても、歴史や文化に根ざした豊かな自然、美しい景観が求められています。

水辺空間を創出するときに大切なことは、単に水にアクセスできることと理解されがちな安易な親水化を目指さず、第2章で述べた、「人」と「川」との間（ま）を意識し、適切に保つことです。具体的には、特に、個人や公共の敷地の間に位置する身近な小河川・水路を再度見直し、水系の中での水量の変動を踏まえたうえで、歴史、利用特性、周辺の土地利用や景観、地域特性をいかした多様かつ品格ある水辺を都市の中に織り込んでいくことが大切です。

これらを実現するためには、京都の先人たちの知恵と工夫により継承されたストックを十分に活用することや、行政の縦割りを排すことなどによる整備計画・設計の洗練化、市民、企業、事業者及び行政などの役割分担に基づいた組織の連携、さらには、調整等に時間がかかる場合には、実現に向けた段階的な取組が求められます。

このような考え方の基、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」を実現するためには、以下の取組を進めます。



親しみやすい水辺空間（高瀬川）

（1）川からまちへの視野を広げる取組

ア 高瀬川周辺一帯の魅力ある水辺づくり

（2）実現に向けた段階的な取組

ア 堀川通等における「せせらぎ」を感じる遊歩道や広場の整備

（3）水辺の品格を形成する制度・戦略を策定する組織への参画

ア 鴨川府民会議

イ 京都府流域自治体会議

2 一級河川の整備～国や京都府と進める川づくり～

開発が著しい都市周辺部では、宅地化に伴い、保水・遊水機能を有している農地等が減少しています。また、雨水は地中に浸透せず地表面を流れて川や水路に流れ込むなど、自然の水循環の変化が生じ、都市型水害の発生する要因となっています。

一級河川の整備・管理は、国土交通省及び都道府県が行うこととされていますが、このような都市周辺部の浸水被害等に対処するためには、まちづくりに係わる他事業との関連を踏まえた、よりきめ細かい河川整備を実施する必要があります。

そこで、一定の要件を満たした一級河川については、京都市が、京都府の定める河川整備計画※に基づき、当面10年に1度の大震にも耐えうることを目標とし、地域の特性をいかした整備を進めます。さらに、今後は、京都府が管理している一級河川の一部について、地域と連携した河川の維持や利用がより一層可能となるよう、管理権限の移譲を働きかけます。

また、桂川や鴨川など、国や京都府が整備を行う一級河川については、宇治市や向日市などの近隣の自治体と連携し、宇治川・桂川改修促進期成同盟会等を通じて、景観や自然環境に配慮した改修や、良好な維持管理の実現に向けて、国や京都府に働きかけます。

※ 河川整備計画：河川管理者が河川法に基づいて定める計画であり、学識経験者や関係地方公共団体の意見を聴取したうえで、20～30年間の河川整備の目標を定め、河川ごとの整備内容を明らかにするもの。

コラム

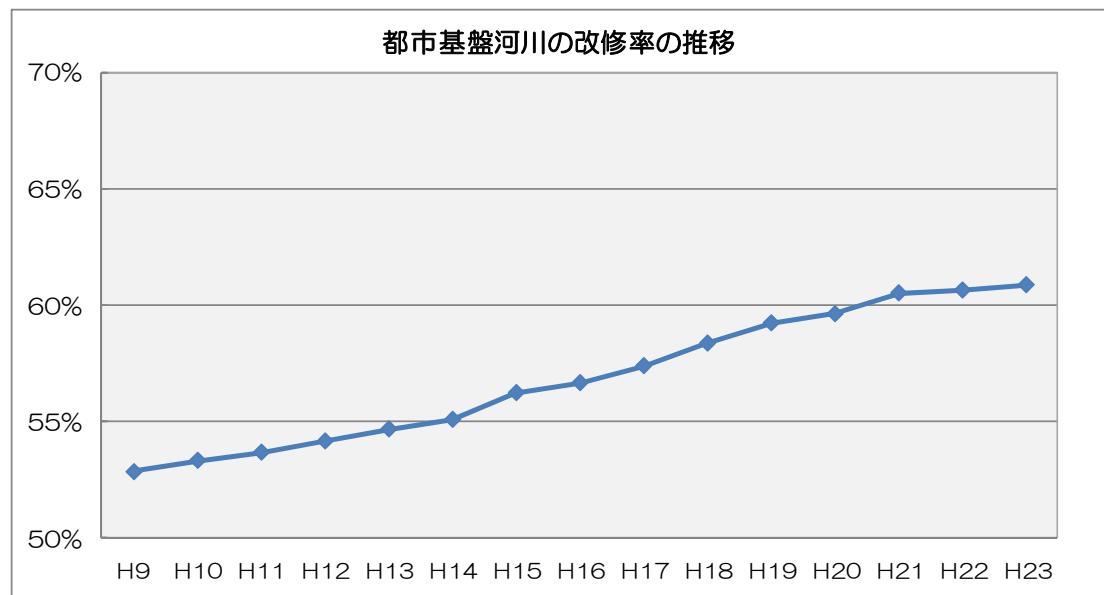
京都市による一級河川の整備

河川は、河川法の適用を受ける根幹的な河川（一級河川、二級河川）、河川法第100条によりその管理について河川法を準用する準用河川、また、河川法の適用を受けない普通河川に区分されます。河川法では、一級河川及び二級河川の整備や維持管理、国土交通省及び都道府県が行うこととされていますが、開発の著しい都市周辺部の浸水被害等に対処するためには、まちづくりに関わる他事業との関連を踏まえたきめ細かい治水対策を実施する必要があります。

そこで、京都市では、昭和45年以来、一級河川毎の全体計画に基づいて、河川改修事業を実施してきました。

現在、第10次治水五箇年計画までの整備率は、60.9%であり、引き続き事業を実施していく必要があります

今後は、鴨川河川整備計画、桂川下流圏域河川整備計画及び宇治川圏域河川整備計画に基づき、河川改修事業を実施していきます。



＜本市が整備する主な一級河川＞

(1) 西羽束師川 ～水際の植生に配慮した整備～



草花が彩る水際



低水路の状況

(2) 善峰川 ～自然風景と調和を図った整備～



多自然川づくりの代表例



緩傾斜護岸

(3) 有栖川 ～ワークショップ手法を用いた住民参画による整備～



地域に親しまれる水辺空間



ワークショップの状況

(4) 新川～下水道事業者との連携による整備～



下流部から整備を予定中



整備された新川

(5) 旧安祥寺川～鉄道事業者との連携による整備～



鉄道との近接施工状況



鉄道付近の施工状況

(6) 西野山川～景観や生物多様性に配慮した整備～



景観に配慮した整備



生物多様性に配慮した低水路工法

(7) 東高瀬川 ～良好な河川景観を生した整備～



良好な景観である水際の植生（現況）



春の桜が美しい河川景観（現況）

(8) 七瀬川 ～地域と連携した親しみやすい水辺空間の整備～



親しみやすい水辺空間



子どもたちの河川清掃の様子

3 浸水対策の実施 ～総合的な治水対策の推進～

近年頻発する局地的集中豪雨により、都市型水害が頻発し、家屋等への浸水被害や道路冠水の被害が発生しており、河川改修や下水道整備と並行して、貯留・浸透施設の整備を促進するなど、浸水被害の防止や健全な水循環の保全を図るため、総合的な治水対策が急務となっています。

また、本市の厳しい財政状況を考慮して、既存施設や公共用地を有効活用した調整池等の整備についても推進する必要があります。

なお、整備目標については、10年に1度の大雨にも耐えうることを目標に整備を進めます。

（1）融合施策による浸水対策

本市においては、浸水対策に携わる部局が実施する各施策を、連携・補完させながら計画的に推進する計画として、平成22年4月に「雨に強いまちづくり推進計画」を策定しました。この計画を基に、次の事業を推進します。

ア 第二太田川の治水対策

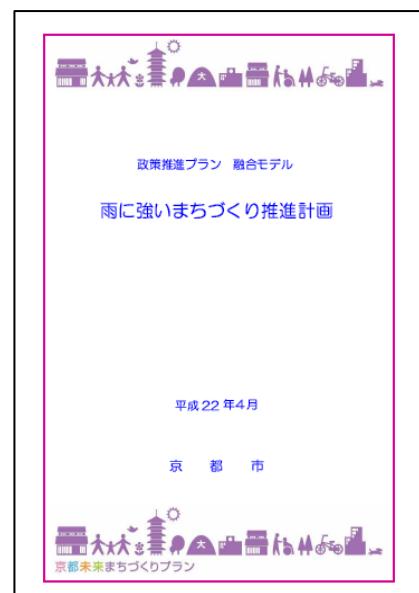
イ 久我地区（西羽束師川支川流域）の浸水対策

ウ 大岩街道周辺地域のまちづくりと連携した浸水対策

エ ハザードマップ（京都市防災マップ「水災害編」）をはじめとした、防災対策（ソフト対策）における関係機関との連携



総合治水全体計画イメージ図



雨に強いまちづくり推進計画

（2）既存施設や公共用地の有効活用

ア 公園用地の活用（第二太田川の調整池の整備）

イ 既存のため池の活用（尺八池の整備）

コラム

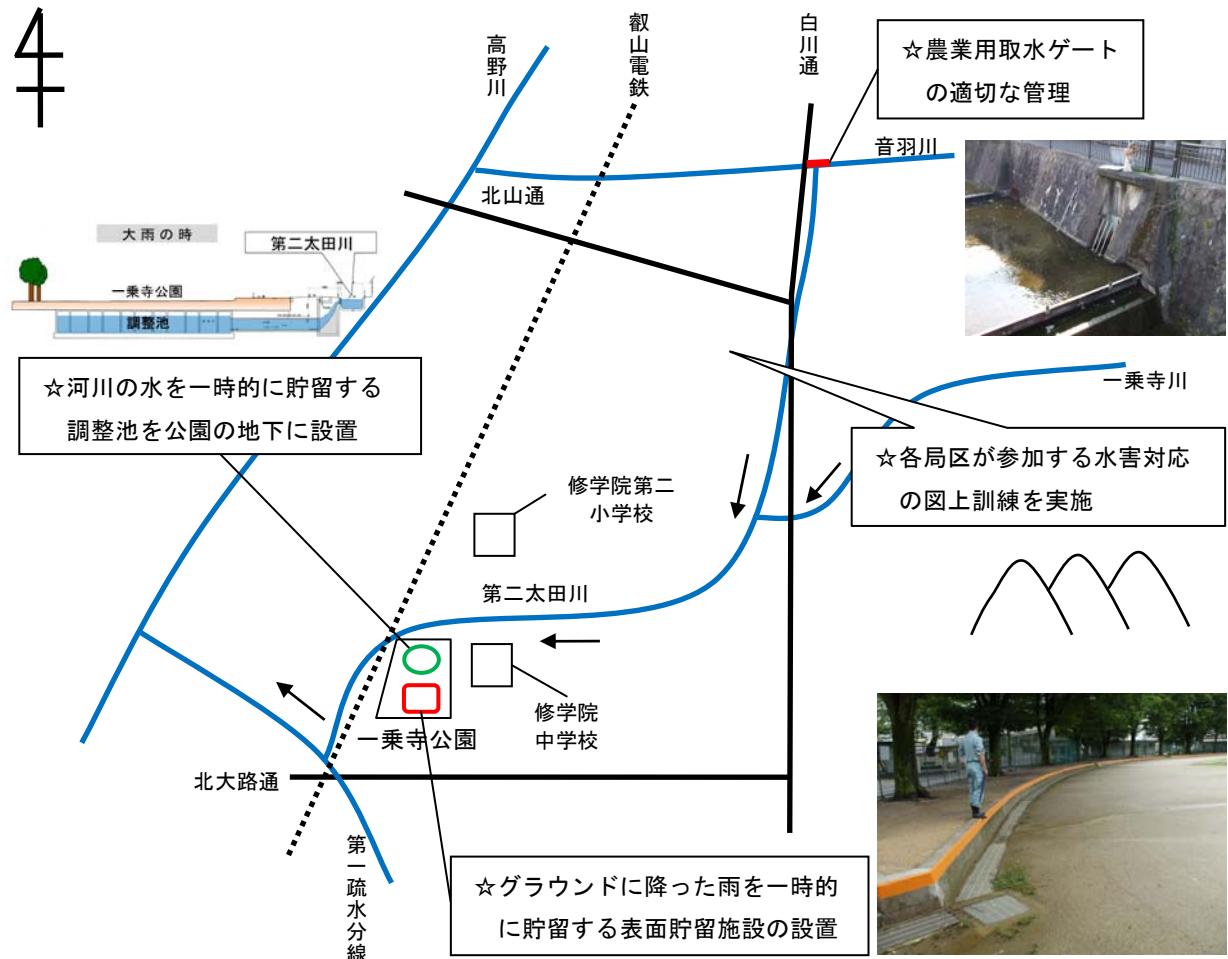
「雨に強いまちづくり」ってなに？

効率的・効果的に政策の実現を図っていくためには、行政の縦割りを排し、市民目線に立ち、関係部局の施策を「融合」させることが重要です。

「雨に強いまちづくり」についても、都市浸水による被害の最小化を図るために、浸水対策に携わる部局が緊密な連携のもと、その実現に向けて取り組んでいるところです。

この融合の取組として成果を出しつつある事業としては、例えば、左京区第二太田川周辺の浸水対策が挙げられます。この地区では、農業用水の適切な管理や、一乗寺公園の地表面を利用した雨水貯留、新たな施設整備など、個別では大きな効果が期待できない取組を相互に補完・融合させて実施することにより、治水対策の早期実現を図っています。

N
4



左京区 第二太田川周辺の浸水対策

（3）普通河川（小河川、水路）の整備

普通河川とは、河川法の適用を受けない河川です。市民により身近な普通河川においては、過去に浸水被害の発生した箇所などについて、計画的に整備を進めています。



普通河川鞍馬川 整備前

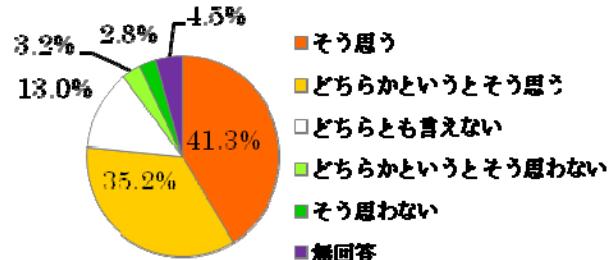


普通河川鞍馬川 整備後

4 水と共に生きるまちづくり～みずみずしい都市と暮らしの再生～

これまでの経緯から、今日、川や水辺は人々の暮らしから遠く、人々の水への親しみが薄れています。一方で、治水事業や下水道事業の進展により、身近なところでは水害が起こりにくくなつたことから、水の怖さも感じにくくなっています。（右図参照）

Q. 大雨が降っても、身近な地域で浸水の被害は起こっていない。



出典：京都市市民生活実感調査（平成 23 年度）

このような意識の変化は、水辺が繋いだコミュニティや世代間の交流を途切れさせ、さらには、これまで地域が育んできた水文化や水害を防ぐ知恵等を失わせる要因ともなります。水辺に親しむ意識、水を畏れる意識、水辺に育まれているという意識を取り戻し、水辺の品格を継承・発展させるための適正な保全や利用につなげることで、みずみずしい都市と暮らしの再生を進めることができます。

重要です。

そのために、行政のみならず、市民、企業及び事業者が互いに連携して、地域に開かれた身近な水辺環境の適正な保全や利用、水辺の原風景や水害について学ぶ勉強会等の取組を推進します。

一方で、平成15年3月に開催された「第3回世界水フォーラム」では、琵琶湖・淀川流域という、より広域的な視点での取組の重要性が確認されています。流域を一体として捉え、琵琶湖から大阪湾に至る自然生態系ネットワークの回復、

水源の森から始まる水循環系の再構築等の課題に対して、様々な主体と連携し、流域圏全体での行動を推進します。

＜重点的な取組＞

（1）身近な水辺空間の保全・創出

ア 小学校や地域住民と連携した新たな水辺空間（学びの水辺）の創出

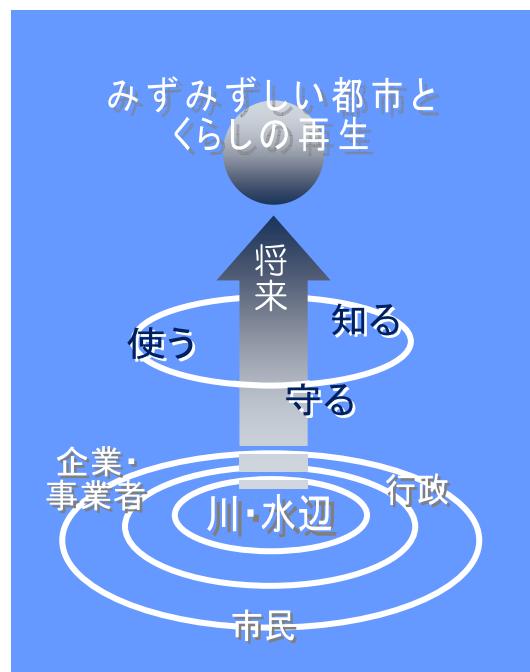
（2）水辺の品格を形成する取組

ア 有栖川における住民参加活動の推進

イ 河川愛護団体助成制度の創設及び連携

ウ 京都ほたるネットワークとの連携

エ 水に関わる各種団体との連携



水共生のイメージ図



京都ほたるネットワークとの連携

（3）市民等と学び、協力して進める取組

- ア 小学生等を対象とした水に関する勉強会の実施
- イ 開発等における雨水流出抑制対策の推進
- ウ 雨水貯留タンクの設置

（4）広域的な流域における連携

- ア 琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会への参画



水に関する勉強会（山階小学校）

第5章 これからの川づくり・水辺づくりの推進体制

これまで述べてきたとおり、これからの本市の川づくり・水辺づくりは、災害対策としての川づくり・水辺づくりと景観や日常のアメニティ（快適性）としての水辺環境を、水系全体で総合的に考え、どのように融合（両立）させていくかが大切です。

そのためには、市民、水に関わる企業及び事業者や国、京都府などと更に密接に連携を図っていくことが必要です。

具体的には、シンポジウムやフォーラム（広場）など、市民が参加しやすい場を設置するとともに、それを活用して、市民に親しまれる川づくり・水辺づくりを進めます。

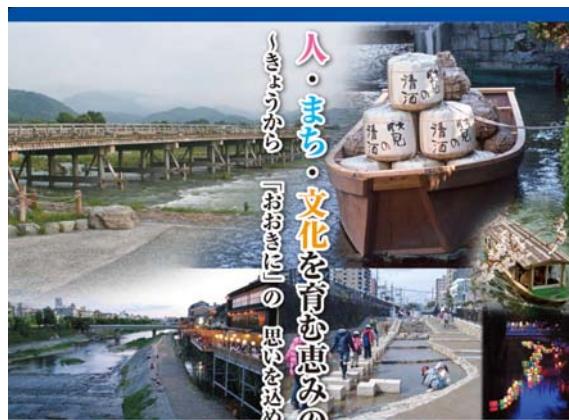
また、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」を実現するために、関係部局が連携し、川づくり・水辺づくりのみにとどまらない、まちづくりを進めます。さらに、川の原点である山林について、「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づき、本市関係部局と連携し、水源の保全にも努めます。

なお、本方針については、市民、水に関わる企業、学識者及び行政等からなる組織を設立し、皆様の御意見をいただき、見直しながら進化を図ります。

**京都市河川整備方針に係る意見交換会名簿
(第16回水シンポジウム 2011 in きょうと 第3分科会名簿)**

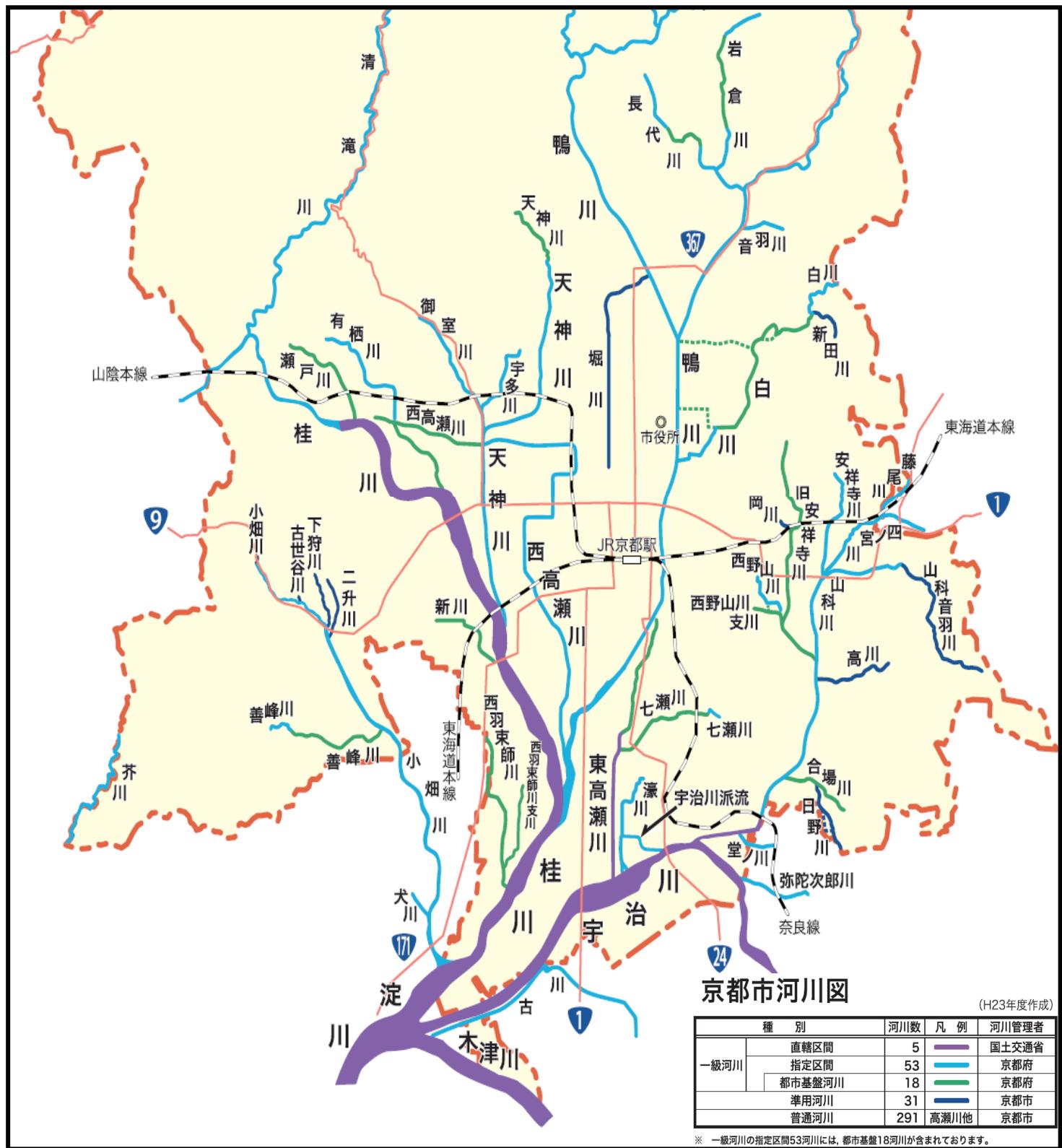
○ 川崎 雅史	京都大学大学院工学研究科教授
山田 圭二郎	京都大学安寧の都市ユニット特定准教授
林 優子	立命館大学理工学部都市システム工学科助手
吉川 哲雄	堀川と堀川通を美しくする会会长
村松 光男	京都河川美化団体連合会会长
中野 隆文	京都府京都土木事務所長
大嶋 政夫	京都市建設局水と緑環境部長

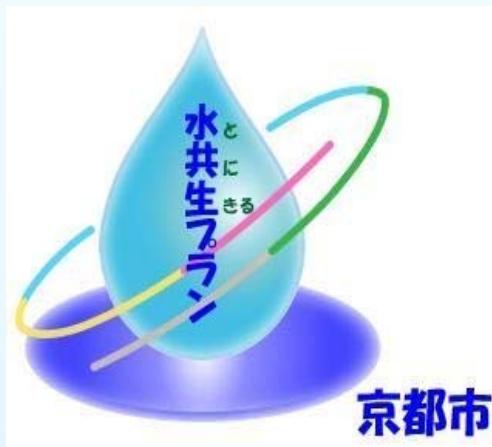
○コーディネーター ※敬称略



平成23年8月11日、12日に
開催された水シンポジウム

京都市市街地内の主な河川





京都市河川整備方針

平成24年3月発行 京都市印刷物第233251号

発行：京都市水と緑環境部河川整備課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3591

FAX 075-213-1213

ホームページ http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-4-3-0-0_1.html